

見積書徴取方法の変更に伴う公募型見積合わせの対象金額の改正について

【取組番号 4, 50】

1 現状

現在、製造の請負及び物件の買入れについては、地方自治法施行令の規定に基づく随意契約を行う場合は、原則「公募型見積合わせ（注1）」とし、その対象金額を本庁は2万円以上、現地機関は10万円以上と設定している。

2 変更内容等

(1) 変更内容

本庁で調達する公募型見積合わせの対象金額を2万円から10万円に引き上げる。

(2) 変更理由と効果

長野県が取り組む「かえるプロジェクト（注2）」の取組として、長野県財務規則を改正し、契約手続きにおいて見積書徴取を省略できる金額を2万円未満から10万円未満への引き上げを予定しており、公募型見積合わせの対象金額も同額に引き上げることで、事務の効率化を図る。

(3) 変更時期

令和6年10月1日から

<参考資料>

製造の請負、物件の買入れの公募型見積合わせの変更内容

| | | 【変更前：令和6年9月まで】 | | | | 【変更後：令和6年10月から】 | | | |
|------------------------|--|---------------------------|---------------------|-----------------|--|---------------------------|---------------------|--|--|
| | | 製造の請負、物件の買入れ | | | | 製造の請負、物件の買入れ | | | |
| | | 区分 | 本庁 | 現地機関 | 区分 | 本庁 | 現地機関 | | |
| 競争入札 | 3,600万円以上 (R6.4.1~R8.3.31) | 一般競争入札[WTO案件] (契約・検査課) | うち単備契約は 現地機関が調達 | | 3,600万円以上 (R6.4.1~R8.3.31) | 一般競争入札[WTO案件] (契約・検査課) | うち単備契約は 現地機関が調達 | | |
| | 【製造】250万円超 【物品】160万円超 | 一般競争入札 (契約・検査課) | うち単備契約は 現地機関が調達 | | 【製造】250万円超 【物品】160万円超 | 一般競争入札 (契約・検査課) | うち単備契約は 現地機関が調達 | | |
| 予定価格 以上 見積 徴取 | 【製造】250万円 以下 【物品】160万円 以下 10万円以上 | 公募型見積合わせ (契約・検査課) | 公募型見積合わせ (各現地機関) | | 【製造】250万円 以下 【物品】160万円 以下 10万円以上 | 公募型見積合わせ (契約・検査課) | 公募型見積合わせ (各現地機関) | | |
| | 1者 見積 徴取 | | | 10万円未満 2万円以上 | | | | | |
| 見積 徴取 省略 | 2万円未満 | — | — | | 10万円未満 | — | — | | |

(注1) 「公募型見積合わせ」とは、発注案件を長野県ホームページに公開し、広く事業者に見積書の提出を求め、最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結するもの。

(注2) 「かえるプロジェクト」とは、県庁の仕事のやり方や決まり=組織風土を見直そうと、希望した若手職員と幹部職員がチームを作り、事務の見直し等を検討する取組。